

一般社団法人日本メディアアート協会 定款
(簡易理事会なし・監事なし・会計監査人なし・基金なし)

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本メディアアート協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府西区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、アートを通じて社会支援活動の普及を図ることを目的とし、それに資するため、次の事業を行う。

- (1) 各種イベントの企画、制作及び実施
- (2) カルチャー教室、レッスン教室等の実施&経営
- (3) ワークショップの企画、運営、及び講師派遣
- (4) 広告、コマーシャル、Webサイトの企画及び制作
- (5) 衣料用繊維製品の企画及び販売
- (6) 家具、什器備品、文房具の企画及び販売
- (7) 書籍、雑誌等の出版および販売
- (8) インターネットによる情報サービス業
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 経費の支払いその他当法人に対する義務を怠ったとき。
- (5) 当法人の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (6) 当法人の事業の利用について不正の行為をしたとき。
- (7) 犯罪その他信用を失う行為をしたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第9条 当法人に理事3名を置く。

第5章 計 算

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年1期とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第11条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第12条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

大阪府羽曳野市西浦3丁目7番11号

竹本明子

東京都杉並区高井戸東4丁目20番14号

鈴木公明

大阪府藤井寺市西古室1丁目19番6号

貝本充広

以上、一般社団法人日本メディアアート協会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年 月 日

設立時社員 印

設立時社員 印

設立時社員 印